

## パナマ共和国

### 主要データ

国名〔英名〕	パナマ共和国 (Republic of Panama)
面積 (km <sup>2</sup> )	75,420
海岸線延長 (km)	2,490
人口 (百万人)	3.6
人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	47.2
GDP (十億 US\$)	36.25
一人当り GDP (US\$)	9,918.73
主要鉱産物：鉱石	金
主要鉱産物：地金	金
鉱業管轄官庁	商工省 (Ministerio de Comercio e Industrias) 鉱物資源総局 (Dirección General de Recursos Minerales)
鉱業関連政府機関	特になし
鉱業法	鉱物資源法 (Ley No. 23 de 1963, Código de Recursos Minerales) 探鉱鉱区の期限は 4 年。採掘鉱区の期限は 25 年。 (注) Ley No. 13 de 2012 等により改正。
ロイヤルティ	鉱物資源法第 210 条～221 条 鉱物の種類により、4～8%
外資法	投資保護法 (Ley No. 54 de 1998, Medidas para la Estabilidad Jurídica de las Inversiones) 外資 100% の参入が可能
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	環境基本法 (Ley No. 41 de 1998, Ley General de Medio Ambiente) 環境影響評価の実施が義務付けられている。 天然資源の探査・開発が先住民共同体に損害を与えてはならないことが規定されている。
鉱業公社	無し。セロ・コロラド鉱山開発公社 (Corporación Minero Cerro Colorado) は、2012 年 3 月に成立した「ノバ・ブグレ先住民自治区の資源保護に関する法律」により解散。
鉱業活動中の民間企業	Petaquilla Minerals、Inmet Mining 等
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	鉱業に限らず、環境保護団体、先住民等による開発プロジェクト (例：水力発電所建設等) に対する反対運動がある。
2012 年のトピックス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2012 年 3 月、Cerro Colorado 銅プロジェクトが位置する地域の鉱業開発等を禁止する「ノバ・ブグレ先住民自治区の自然保護に関する法律」が成立。</li> <li>・ 2012 年 4 月、外国機関が間接的に投資することを可能とする、ロイヤルティを約 2 倍に引き上げる等の内容の「鉱物資源法改正法」が成立。</li> </ul>

### 1. 鉱業一般概況

パナマ共和国の鉱業は、1990 年代後半にかけて金鉱山やマンガン鉱山で小規模な採掘が行われていた程度と低調であった。しかしながら、パナマは南米から北米にかけて連なる斑岩銅鉱床ベルトに位

置し、世界でも有数の未開発大規模銅鉱床が存在する。Petaquilla 銅・金プロジェクトから分離し、2010年1月に商業生産を開始した Molejón 金鉱山は、金の生産量を徐々に増加させている。

2012年末現在、開発段階のものとして以下の銅及び金プロジェクトがある。なお、Cerro Colorado 銅プロジェクトは、銅の膨大な埋蔵量から世界的な非鉄メジャー企業も関心を示していたが、同プロジェクトが位置する地域の鉱業等の開発は2012年3月成立の「ノバ・ブグレ先住民自治区の自然保護に関する法律」により一切禁止されることとなった（2011年3月から大統領令により開発は凍結状態となっていた。）。

#### ①Mina de Cobre Panamá (Minera Panamá、旧 Petaquilla) 銅プロジェクト

Colon 県の Colon 市の西南西約 120km に位置する大規模銅プロジェクトである。当初は、Petaquilla 銅・金プロジェクトとして計画されたが、現 Molejón 金鉱山が分離された。現地法人の名前を取って Minera Panamá 銅プロジェクトとも呼ばれている。2011年末現在の権益は、加 Inmet 社が 100% 保有していたが、韓国 LS-Nikko が開発時に 20% 出資するオプション契約を締結した。締結にあたり韓国政府は、パナマ政府に対し、外国の公的機関が鉱業部門で投資が行えるよう働きかけを行っていた。外国政府機関の参加規定を盛り込んだ新鉱物資源法（2011年第8号法）は2011年2月に成立した後、後述のとおり先住民による抗議活動を受けて2011年3月に廃止されたが、2012年4月の鉱物資源法改正法（2012年第13号法）の成立によって、外国政府又は公的機関が間接的に投資を行うことが可能となった（旧鉱物資源法においては、間接的であっても外国政府及び公的機関の投資は禁止されていた。）。

2011年11月、Minera Panamá 社は、2010年10月にパナマ環境庁に対し提出していた環境・社会影響評価報告書の認可を取得し、2012年1月から建設工事を開始した。同認可を取得したことを受け、2012年1月、Korea Panamá Mining 社（韓国鉱物資源公社（KORES）と LS-Nikko Copper 社が JV で設立した会社）は 20% のオプション権を行使することを決定し、鉱物資源法改正法制定後の 2012年4月、開発費 1.55 億 US\$ の 20% を投資し、精鉱の 20% を購入するオフテイク契約を締結した。

2012年9月以降、Inmet 社は、Molejón 金鉱山のオペレーションの経験を生かすことを目的に同金鉱山を保有する Petaquilla Minerals 社に対し敵対的買収を試みたが、11月上旬、同社は買収が失敗に終わったことを発表した。

11月下旬、加 First Quantum Minerals 社が Inmet 社に対し敵対的買収の申し入れを行ったが、Inmet 社はこの申し入れを拒否した。

（注）First Quantum Minerals 社は、2013年1月以降も Inmet 社の買収の申し入れ等を継続し、2013年4月2日現在 Inmet 社の発行済み普通株式の 92.74% を取得し、子会社化している。

2010年3月に Minera Panamá 社の委託で AMEC Engineering 社が行った FS の結果によると、精測及び概測資源量 32.71 億 t、平均品位は銅 0.36%、金 0.05g/t、銀 1.3g/t 及びモリブデン 0.007% と見積もられ、マインライフ 30 年における年平均生産量は、銅 25.5 万 t、金 2.8 t、銀 47t、モリブデン 3,200 t、2~16 年目の年平均生産量は、銅 28.9 万 t、金 3.4t、銀 48t、モリブデン 3,600t と試算されている。また、2012年3月に銅プロジェクトの Balbao 鉱体で行った資源量調査によって、精測及び概測資源量 602 百万 t、平均品位 銅 0.36%、金 0.10g/t、銀 1.4g/t、モリブデン 0.002% が新たに捕捉されている。

同プロジェクトは 2015 年からの操業を計画している。

#### ②Cerro Quema 金プロジェクト

パナマシティ南西約 190km の Azuero 半島に位置する金プロジェクトで、2010年1月、加 Pershimo Resources Inc. が Bel Heaven 社から本プロジェクトの権益の 85% を購入した。Pershimo Resources Inc. が 2011年1月に公表した技術レポートによると、第1フェーズの La Pava 鉱体の精測及び概測資源量は、7.23 百万 t、金の平均品位 1.10g/t で、金の含有量 7.96t となっている。同レポートによると、2年以内に操業を開始し、2014年から商業生産を開始、マインライフ 4 年間の金の平均生産量は 1.77t、

トータルキャッシュコストは、328US\$/oz-Au となっている。フェーズ2については、他の鉱体の探査を更に進めた後に改めて評価することとなっている。なお、Bellheaven 社が 2009 年に行った FS においては、プロジェクト全体の精測・概測資源量で 14.0t の金を含有し、マインライフ 8 年間の金の平均生産量は 870kg となっていた。

### ③Cerro Colorado 銅プロジェクト

パナマ市と西方のコスタリカとの中間部に位置し、銅以外に銀、亜鉛、モリブデンを含有する斑岩銅鉱床である。Mina de Cobre Panamá 銅プロジェクトを凌ぐ大規模鉱床であり、1998 年 12 月の発表によると、硫化銅の概測資源量は、17.5 億 t、銅の平均品位 0.64%と見積もられている。また、2010 年 12 月のパナマ鉱物資源総局の説明では、銅の埋蔵量（含有量）は、1,135 万 t とされた。

鉱区所有者は、パナマ国営のセロ・コロラド鉱山開発公社（CODEMIN）であった。1996 年には民間企業に開発許可を与えたことがあるが、当時は先住民の自治区（コマルカ）やその権利が未設定であり、政府が先住民の同意を必要としないとの強硬な態度で臨んだことから、先住民による大規模な抗議運動が展開され、鉱山開発が中止に追い込まれた経緯がある。

2011 年 2 月、鉱業法改正を巡る混乱の中で、Martinelli 大統領は、大統領令によって同大統領の任期中である 2014 年 6 月まで本プロジェクトを凍結した。しかし、先住民等の抗議活動は収まらず、2012 年 3 月、「ノベ・ブグレ先住民自治区の資源保護に関する法律（2012 年第 11 号法）」を成立させ、この地域での鉱物資源の採掘及びそのためのコンセッションの付与を禁止するとともに、「Cerro Colorado 鉱山開発公社法（1975 年第 41 号法）」が廃止され、同公社も廃止されることとなった。

## 2. 鉱業政策の主な動き

パナマ共和国では、基本的に現行鉱物資源法は 1963 年に制定されたもので、現在では常識になっている閉山対策等の環境問題に関する規定を欠いている。

2011 年 1 月、商工省は、ロイヤルティ等各種料金の引上げ、監査料の導入及びそれを財源とした鉱物資源総局の機能強化、鉱山開発に外国政府関連機関の参加を認めること等を主たる内容とする鉱業法の改正案を国会に提出した。そして、国会の審議においては、閉山対策、先住民問題のための規定等も追加された。

こうした中、Cerro Colorado 銅プロジェクトが所在する地域の先住民ノベ・ブグレ(Ngobe Bugle)族が、鉱業法の改正に反対する抗議活動を活発に行った。2011 年 2 月の鉱業法の改正法(第 8 号法)成立後、激化する抗議活動を受け、Martinelli 大統領は任期中(2014 年 6 月まで)の Cerro Colorado 銅プロジェクトの凍結を公約する政令を出した。しかし、抗議活動は収まらず、同大統領は第 8 号法を廃止することを約束し、国会審議を経て 3 月 18 日に第 8 号法を廃止する旨規定した第 12 号法が成立した。

その後、国会議員とノベ・ブグレ族との対話が度々の中断や抗議活動を経ながら継続し、10 月以降、鉱業法改正法が再び国会で審議された。そして、2012 年 3 月、Cerro Colorado 銅プロジェクトが位置する地域の鉱業等の一切の開発を禁止する「ノバ・ブグレ先住民自治区の資源保護に関する法律（2012 年第 11 号法）」が成立するとともに、2012 年 4 月、「鉱物資源法改正法（2012 年第 13 号法）」が成立した。同法では、概要以下のような改正が行われている。

- ①外国政府又は公的機関が間接的に投資することを可能にした。
- ②地表税及びロイヤルティを約 2 倍に引き上げた。
- ③無許可での探鉱、採鉱等に対する罰則を大幅に引き上げた。

なお、同法には 2011 年第 8 号法において盛り込まれていた閉山対策等の規定は入っていない（詳細は、平成 24 年 6 月 7 日付けカレント・トピックス「ノバ・ブグレ先住民自治区の資源保護に関する法律（2012 年第 11 号法）及び「鉱物資源改正法（2012 年第 13 号法）について」（12-29 号）を参照さ

りたい。)

### 3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

#### (1) 主要金属鉱石生産量

表 4-1 に示すように金及び若干の銀の生産があるが、World Metal Statistics Yearbook 2013 等には記載が無い。これは、パナマ政府の統計が不十分なことに加え、Petaquilla 社が独自の会計年度（6月～5月）で数字を公表していることも一因として考えられる。

#### (2) 主要金属地金生産量

データなし

#### (3) 主要金属消費量

データなし

#### (4) 主要金属輸出量

表 3-1. 精鉱・地金等輸出量（マテリアル量）

鉱種	2010年	2011年	2012年	対前年増減比(%)	主な輸出相手国
金(t)	2.5	3.0	3.3	8.5	カナダ

(出典：Global Trade Atlas)

#### (5) 主要金属輸入量

表 3-2. 精鉱・地金等輸入量（マテリアル量）

鉱種	2010年	2011年	2012年	対前年増減比(%)	主な輸入相手国
アルミニウム(t)	1,083.6	1,085.9	864.8	-20.4	米国、メキシコ、豪州
鉛地金(t)	10.0	0.0	0.0	-	
亜鉛地金(千t)	0.0	0.1	0.0	-	

(出典：Global Trade Atlas)

### 4. 鉱山・製錬所状況

表 4-1. 鉱山一覧

鉱山名	権益所有企業 (権益：%)	鉱種	生産量(t)		備考
			2011年	2012年	
Molejon	加 Petaquilla Minerals Ltd. (100)	金	2.11	2.09	2011年生産量は2011年6月～2012年5月。 2012年生産量は2012年6月～2013年6月。

(出典：Petaquilla Minerals Ltd. ウェブサイト)

(注) Petaquilla 社では、2013年から会計年度の終了月を5月から6月へ変更した。なお、同社は、2011年6月～2012年5月を2012年度、2012年6月～2013年6月を2013年度としているが、本表では2011年6月～2012年5月を2011年、2012年6月～2013年6月を2012年とする。

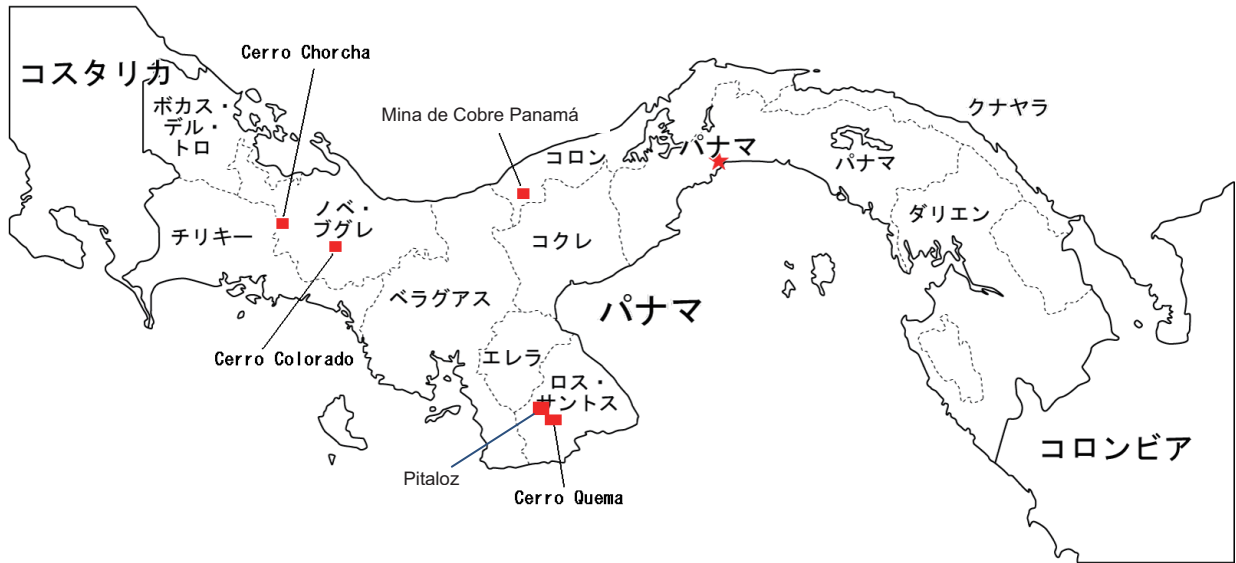


図 1. 主要鉱山、プロジェクト位置図

## 5. 探鉱状況

探鉱段階の代表的プロジェクトとしては、以下のようなものがある。

### ①Cerro Chorchá 銅プロジェクト

パナマ市西方 290km、Cerro Colorado 銅プロジェクトの西方の標高 600~2,200m の山岳地帯に位置する銅プロジェクトである。2008 年 9 月に発表された資源量は表 5-1 のとおりである。当初、加 Bellhaven 社と米 Dominion Minerals Corp. との JV であったが、Bellhaven 社が撤退し、国際的環境 NGO をバックに先住民が訴訟を起こしたことから、探鉱コンセッションの期限が切れたのを契機に Dominion 社も撤退し、現在は誰もコンセッションを所有していない。

表 5-1. Cerro Chorchá 銅プロジェクトの資源量(カットオフ品位 : Cu 0.20%)

カテゴリー	資源量 (Mt)	Cu		Au		Ag	
		品位 (%)	金属量 (t)	品位 (g/t)	金属量 (t)	品位 (g/t)	金属量 (t)
概測資源量	117.4	0.51	594,000	0.07	8.27	1.72	202
予測資源量	84.5	0.46	390,000	0.07	5.69	1.87	158

(出典 : Bellhaven 社プレスリリース)

### ②Pitaloza 金・銅プロジェクト

パナマシティ南西約 190km の Azuero 半島に位置する金・銅プロジェクトであり、Cerro Quema 金プロジェクトに隣接している。権益は、2010 年 1 月に Cerro Quema 金プロジェクトの同社保有分を Pershimo 社に売却した加 Bellhaven Copper & Gold 社が 100% 保有している。同社は、2010 年 6 月、プロジェクトの再評価を行う旨を公表し、ボーリング探査を実施している。2011 年 8 月にそれまでのボーリング探査結果を公表している。

## 6. 我が国との関係

### (1) 日本への輸出

特になし。

(2) 日本企業による投資状況等  
特になし

7. その他トピックス  
特になし

(2013. 10. 15 メキシコ事務所 縄田俊之)